

障 政 第 94 号
令和6年5月22日

各障害者支援施設の管理者 様
各共同生活援助事業所の管理者 様
各居宅介護事業所の管理者 様
各重度訪問介護事業所の管理者 様
各短期入所施設の管理者 様
重度障害者等包括支援事業所の管理者 様
障害児入所施設の管理者 様

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和6年度「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」の協議について(依頼)

日頃、県の障害福祉施策の推進に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省より国庫協議の依頼がありました。
つきましては、作業要領を確認のうえ、協議の希望がある場合は、下記により関係書類の提出をお願いいたします。

なお、本事業は国庫補助事業であり、国及び県予算の範囲内での採択となります。
必ず事前に下記留意事項及び添付書類を御確認くださいようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 ・令和6年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業国庫補助協議書
(別紙1) 事業計画書
(別紙2) 所要見込額内訳書
・複数の業者から徴した見積書 (PDF)
※補助対象内外が確認できるよう内訳が記載されていること。
※必ず最新の見積書を徴すること。
・導入機器の仕様等が確認できるカタログ (PDF)
- 2 提出期日 令和6年6月12日 (水)
- 3 提出先 障害者政策課宛てメールで提出
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 留意事項

- ・「令和6年度(令和5年度からの繰越分)障害福祉分野のロボット等導入支援事業」の国庫補助の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、**障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者及び障害児入所施設事業者**が実施する事業となります。
- ・指定都市(静岡市・浜松市)に所在する事業所は対象外です。
- ・必ず別添作業要領を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。
- ・国及び県予算の範囲内での採択となります。採択後の補助金所要額の増額や機器変更はできませんので、あらかじめ導入機器等の精査をお願いいたします。

担 当 就 労 ・ 施 設 班 川 原
電 話 番 号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 3 2 8